

令和 8 年度秋田県公営企業プロモーション業務委託 企画提案競技 審査要領

1 目的

この要領は、「令和 8 年度秋田県公営企業プロモーション業務委託」に係る受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査委員会

- (1) 秋田県産業労働部内に、令和 8 年度秋田県公営企業プロモーション業務委託 企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会の審査委員は、次の者をもって構成する。
 - ①公営企業課長
 - ②企業業務課長
 - ③公営企業課政策監
 - ④秋田県職員以外の有識者

3 審査方法

- (1) 企画提案競技の参加者が提出した企画提案書によるプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (2) 審査委員は、次の基準に基づき、別添審査票（資料 4）の各審査項目に評価点を付す。

①審査項目 1～5

評価点に係数を乗じたものを得点とする。

評価基準	優れる	やや優れる	普通（標準）	やや劣る	劣る
評価点	5	4	3	2	1

②それ以外

評価点を得点とする。

- (3) 各審査委員の総得点の合計（以下「合計得点」という。）が最も高かった者を受託候補者、次に合計得点の高かった者を次点の候補者に決定する。合計得点が同一の場合は、審査委員の協議により決定する。
- (4) 上記にかかわらず、最高点の者の合計得点が満点の 50%に満たない場合、協議により受託候補者として選定しないことがある。
- (5) 企画提案の参加者が 1 者であっても、審査委員会の審査を実施する。

4 賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組の評価

別添「企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準（100 点満点の場合）」に基づき措置する。